

保険証（医療証）及びオンライン資格確認について

2024 年の診療報酬改定により、当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

1. オンライン資格確認のシステムが導入されています。

オンライン資格確認では、医療保険の限度額情報や特定疾病療養受療証情報が、オンラインにより確認が可能となりました。訪問看護利用料の負担軽減の手続きがより簡便に行えるようになります。また、薬剤情報等の確認し訪問看護に活用することが出来るようになります。

2. 資格確認情報の提供・個人情報の取り扱いについて

資格確認情報の提供は、患者様および代理人の同意に基づいて行われます。個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

3. 訪問看護医療DX情報活用加算の算定について

訪問看護医療DX情報活用加算に対する施設基準を満たし届け出を行っています。

医療保険では、令和6年12月利用料より以下の加算を算定いたします。

訪問看護医療DX情報活用加算	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
	50円/月	5円/月	10円/月	15円/月

医療法人社団オホーツク
メディカルケアステーションあおと
〒226-0021 横浜市緑区北八朔町 6-52
TEL：045-482-7285
管理者 星野一樹

訪問看護医療DX情報活用加算に関する掲示

2024 年の診療報酬改定により、当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これに係る施設基準は以下の通りです。

- （１） 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
 - （２） 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
 - （３） 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - （４） （３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイト掲載していること。
- 〔経過措置〕 令和7年5月31日までの間に限り、（４）に該当するものとみなす。

当事業所では、より質の高いサービス提供を目指し、以下の項目に取り組んでいます。

- （１） 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施すること。
- （２） マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組むこと。